

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(衆第四六号)(衆議院提出)

要旨

本法律案は、住生活基本法の基本理念を踏まえ、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭など住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を定めなければならない。

二、国及び地方公共団体は、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。また、公的賃貸住宅の管理者は、入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。

三、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。また、民間賃貸住宅を賃貸する事業者は、国及び地方公共団体が講ずる

施策に協力するよう努めなければならない。

四、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の生活の安定・向上に関する施策及び良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

五、地方公共団体は、基本方針に即して、地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等を記載するよう努めなければならない。

六、地方公共団体、宅地建物取引業者、居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、居住支援協議会を組織することができる。

七、この法律は、公布の日から施行する。